

社会資本総合整備計画(地域住宅支援)

「じょうかまち城下町・みなとまち港町のふぜい風情とにんじょうあふ人情溢れるけいかん景観まちづくり(第2期)」

第1回変更

京都府宮津市

平成29年3月

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金）

平成29年3月23日

計画の名称	城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり（第2期）			重点配分対象の該当	-
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	宮津市		
計画の目標	本市が有する自然、歴史及び文化等の資源を活かしながら、快適で魅力的な歩行者空間の創出とネットワーク化による回遊性の向上等を図り、城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくりを目指すとともに、海の京都観光圏としての整備を図る。				

計画の成果目標（定量的指標）

- 宮津市街地における観光入込客数を289,300人/年（H26年）から327,500人/年（H32年）に増加
- 文珠地区における観光入込客数を925,400人/年（H26年）から1,047,700人/年（H32年）に増加
- 府中地区における観光入込客数を862,100人/年（H26年）から976,000人/年（H32年）に増加

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H26当初)	中間目標値 (H30末)	最終目標値 (H32末)	
宮津市街地における観光入込客数の調査	289,300人/年	308,400人/年	327,500人/年	
文珠地区における観光入込客数の調査	925,400人/年	986,600人/年	1,047,700人/年	
府中地区における観光入込客数の調査	862,100人/年	919,000人/年	976,000人/年	

全体事業費	合計 (A+B+C+D)	464.0百万円	A	459.0百万円	B	-	C	5.0百万円	D	-	効果促進事業費の割合 C/(A+B+C+D)	1.08%
-------	-----------------	----------	---	----------	---	---	---	--------	---	---	---------------------------	-------

交付対象事業

A 基幹事業										全体事業費 (百万円)	費用使率比	個別施設計画 策定状況	備考			
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)							
									H28	H29	H30	H31	H32			
A-1	住宅	一般	宮津市	直/間	宮津市、民間等	街なみ環境整備事業（宮津市街地地区）	測量・調査・設計、道路美装化等、協議会等活動助成、街なみ修景助成	宮津市						157		
A-2				直/間	宮津市、民間等	街なみ環境整備事業（文珠地区）	測量・調査・設計、道路美装化等、協議会等活動助成、街なみ修景助成、空家除去	宮津市						132		
A-3				直/間	宮津市、民間等	街なみ環境整備事業（府中地区）	測量・調査・設計、道路美装化等、協議会等活動助成、街なみ修景助成	宮津市						170		
合計										459						

B 関連社会資本整備事業（該当なし）										全体事業費 (百万円)	費用使率比	個別施設計画 策定状況	備考			
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)							
									H28	H29	H30	H31	H32			
合計										0						

C 効果促進事業										全体事業費 (百万円)	備考				
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)						
									H28	H29	H30	H31	H32		
C-1	住宅	一般	宮津市	間接	民間	伝統的建築物等活用事業	空家・空き店舗となった町屋などの改修等費用を助成	宮津市						1	
C-2				間接	民間	美観電柱事業	電柱の統合、再配置、美観電柱への変更	宮津市						2	
C-3				間接	民間	環境整備事業	案内板などの設置等費用を助成	宮津市						1	
C-4				間接	民間	屋外広告物等助成事業	屋外広告物等の撤去、集約化費用を助成	宮津市						1	
合計										5					

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
C-1	街なみ環境整備事業（A-1）の整備とあわせて、空店舗や伝統的な町屋を活用することで、地域振興や観光振興が期待できる。	
C-2	街なみ環境整備事業（A-1～A-3）の整備とあわせて、電柱の統合、再配置や街なみと調和した美観電柱への変更を行うことで、歴史的な街なみ修景が図れる。	
C-3	街なみ環境整備事業（A-1～A-3）の整備とあわせて、案内板等を設置することで、地域住民や観光客の利便性の向上が図れる。	
C-4	街なみ環境整備事業（A-1～A-3）の整備とあわせて、屋外広告物等の撤去、集約化を図ることで、歴史的な街なみ修景が図れる。	

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業（該当なし）										全体事業費 (百万円)	備考				
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)						
									H28	H29	H30	H31	H32		
合計															

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32
配分額 (a)	21				
計画別流用 増△減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	21				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	15				
翌年度繰越額 (f)	6				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%				
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由	-				

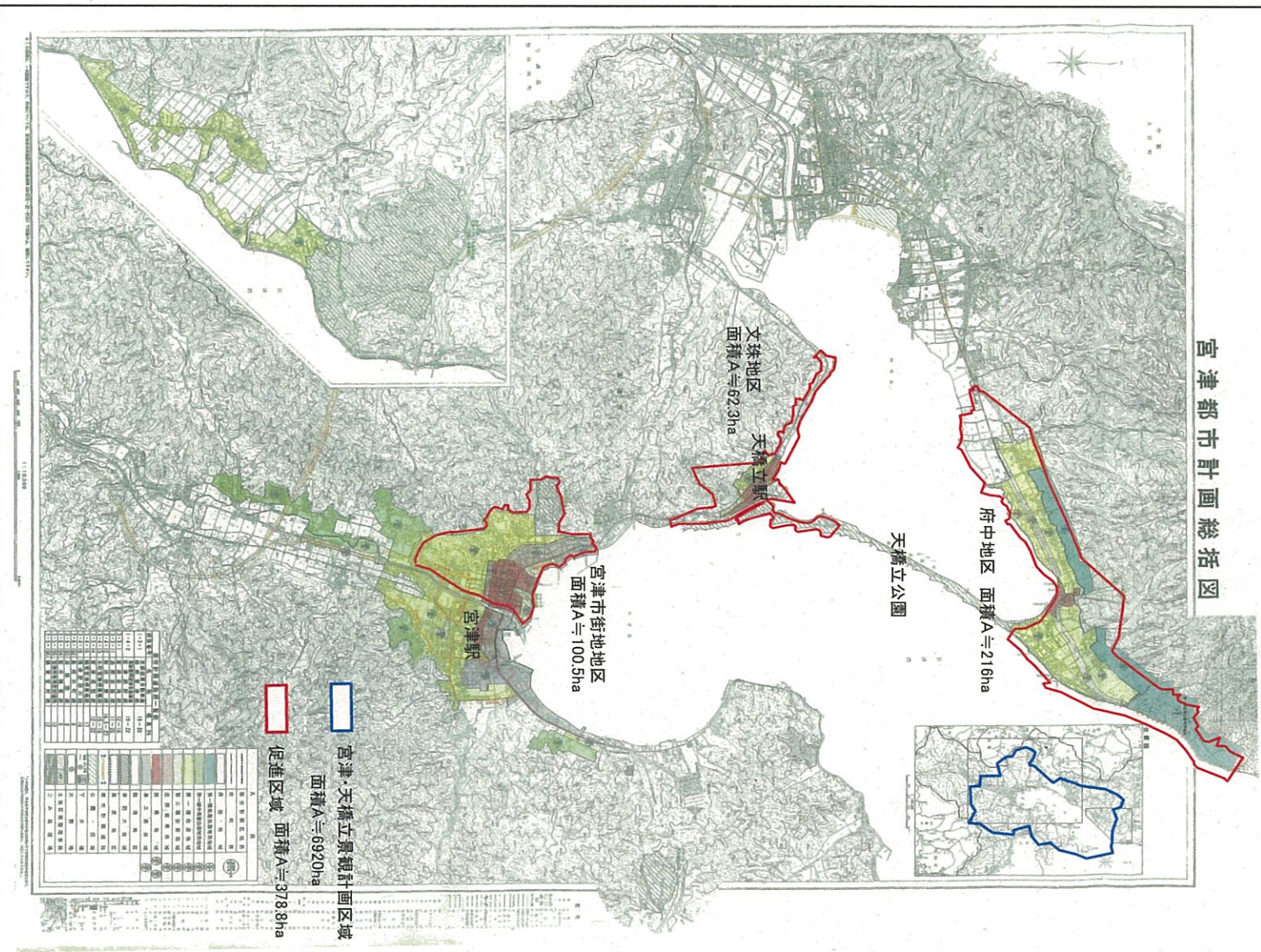
※ 平成28年度以降の各年度の決算額を記載。

(参考図面①)【位置図・区域図】

区域又(古)地区名 宮津市街地・文珠・府中地区



宮津都市計画総括図



(参考図面③) 地域住宅支援

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり(第2期)	交付対象	宮津市
計画の期間	平成28年度～平成32年度(5年間)		

**A2街なみ環境整備事業
(文珠地区)**

A2-1協議会活動助成
 整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
 ・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
 ・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集等

A2-2 街なみ整備事業(道路美装化等(その他大臣事業))
 整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美装化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

A2-3 街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
 整備事業地区内の道路美装化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

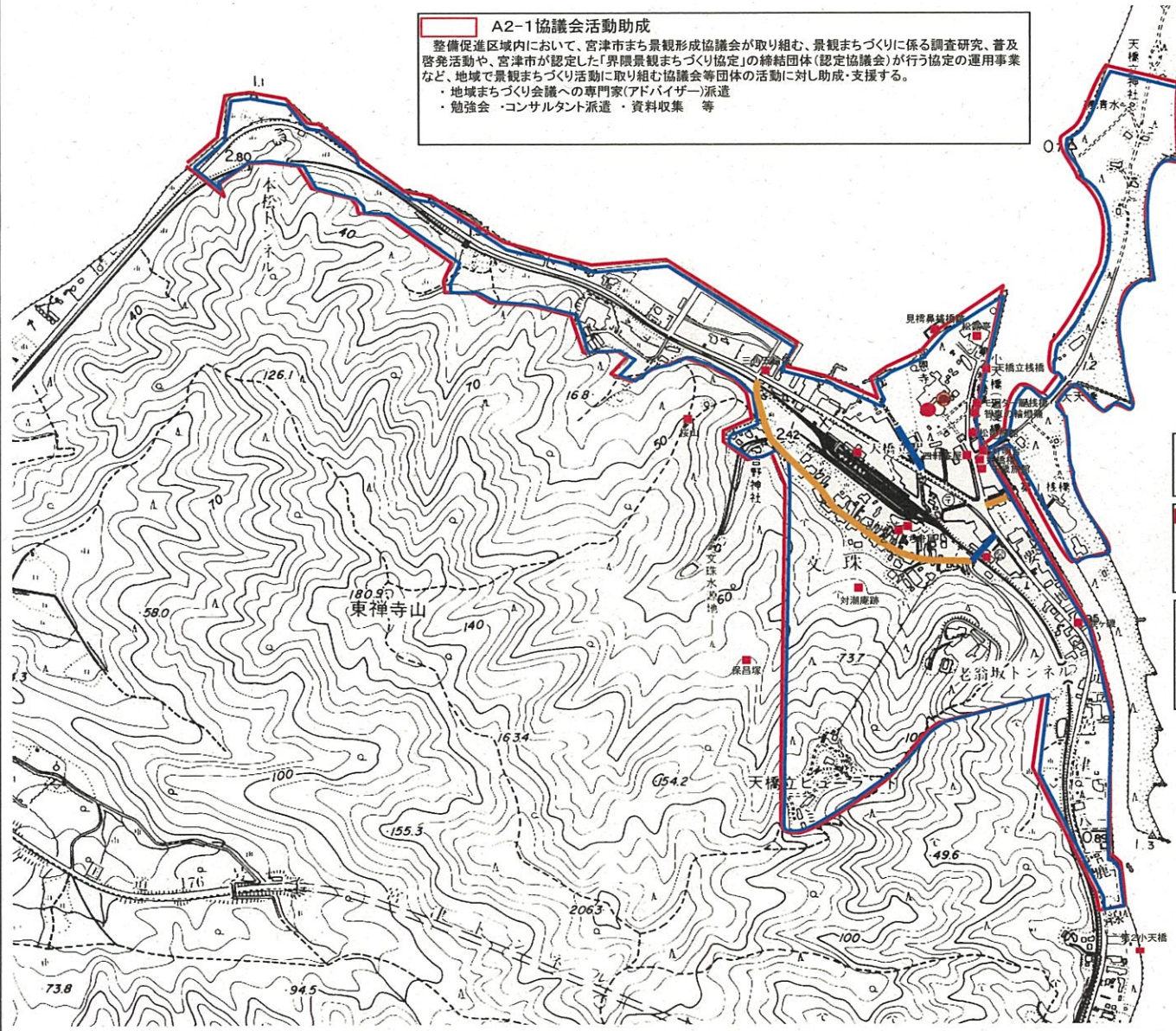
A2-4街なみ整備助成事業(修景施設整備)
 整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

A2-5 街なみ整備事業(空家住宅等除却・整備)
 整備事業地区内における、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の協定区域内において、不特定の者が利用できる緑地等の公共・公益性的のある利用を行うことを前提に、空家の撤去及び跡地の整備を行う者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

C-2 美観電柱事業
 整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

C-3 環境整備事業
 整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

C-4 屋外広告物等助成事業
 整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。



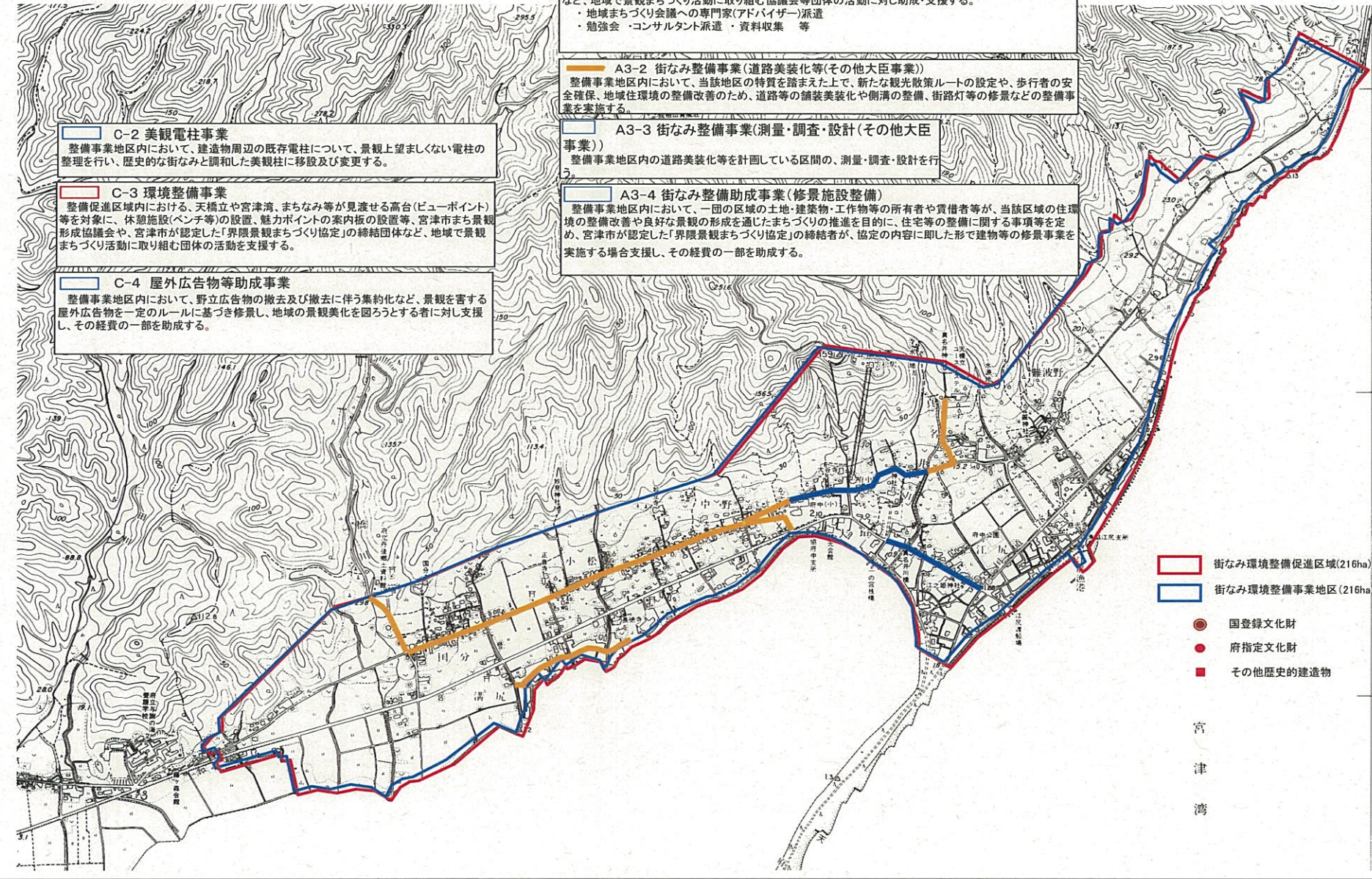
- 重要文化財
- 府指定文化財
- その他歴史的建造物
- ▭ 街なみ環境整備促進区域(62.3ha)
- ▭ 街なみ環境整備事業地区(62.3ha)

(参考図面④) 地域住宅支援

計画の名称 1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり(第2期)
 計画の期間 平成28年度～平成32年度(5年間)

交付対象 宮津市

A3街なみ環境整備事業
(府中地区)



C-2 美観電柱事業
 整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

C-3 環境整備事業
 整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの家内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

C-4 屋外広告物等助成事業
 整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

A3-1 協議会活動助成
 整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
 ・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
 ・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集 等

A3-2 街なみ整備事業(道路美化等(その他大臣事業))
 整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

A3-3 街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
 整備事業地区内の道路美化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

A3-4 街なみ整備助成事業(修景施設整備)
 整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

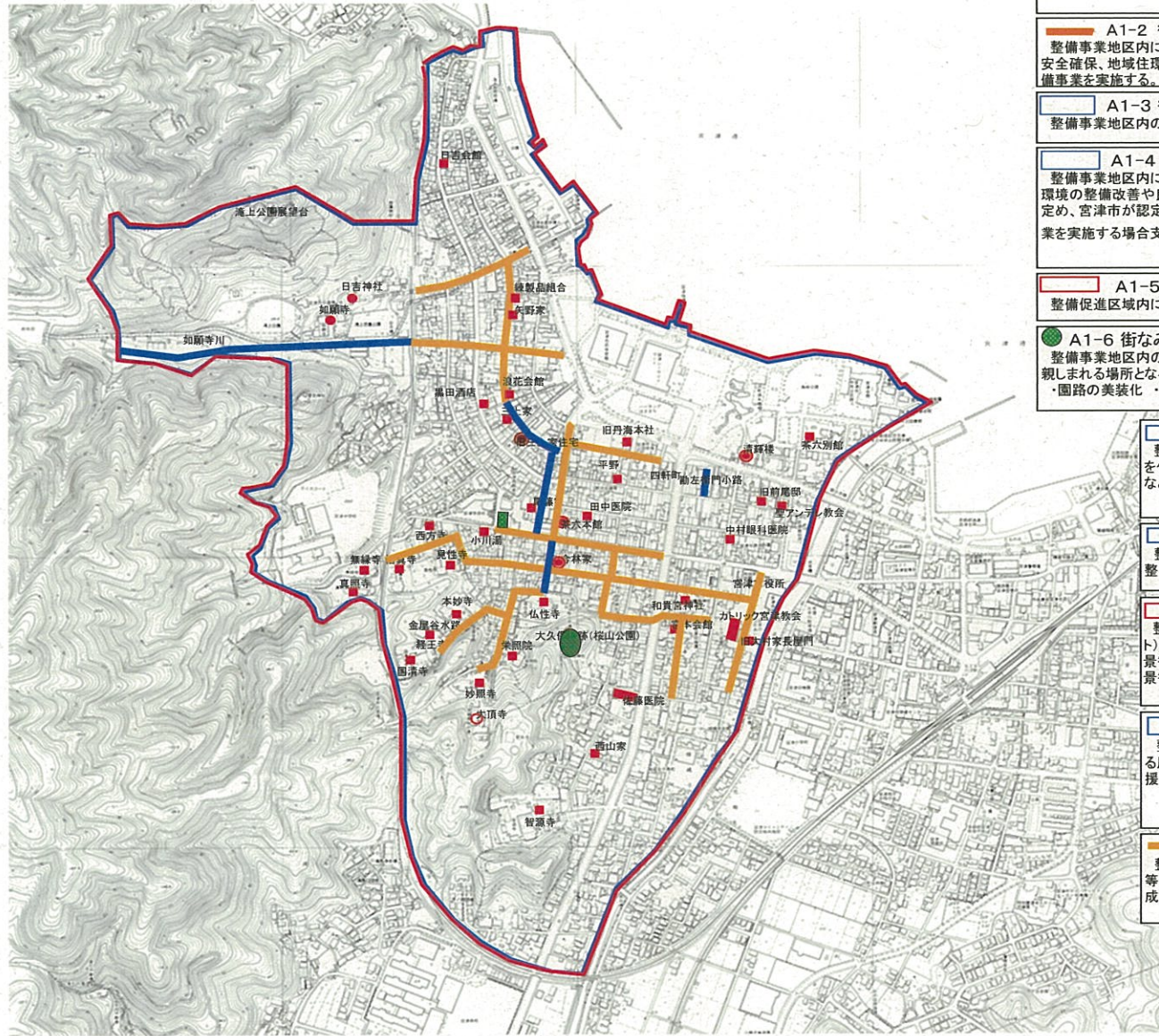
- 街なみ環境整備促進区域(216ha)
- 街なみ環境整備事業地区(216ha)
- 国登録文化財
- 府指定文化財
- その他歴史的建造物

宮津湾

「整備方針図」

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり	交付対象	宮津市
計画の期間	平成23年度～平成32年度（10年間）		

A1街なみ環境整備事業
(宮津市街地区)



A1-1 協議会活動助成
 整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体（認定協議会）が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
 ・地域まちづくり会議への専門家（アドバイザー）派遣
 ・勉強会 ・コンサルタント派遣 ・資料収集 等

A1-2 街なみ整備事業（道路美化等（その他大臣事業））
 整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

A1-3 街なみ整備事業（測量・調査・設計（その他大臣事業））
 整備事業地区内の道路美化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

A1-4 街なみ整備助成事業（修景施設整備）
 整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

A1-5 整備方針策定
 整備促進区域内において、地域住民等の意見を反映した、景観まちづくり整備方針を策定する。

A1-6 街なみ整備事業（小公園・広場（その他大臣事業））
 整備事業地区内の小公園・広場・緑地などを対象に、地区の憩いの場として、子どもから高齢者まで皆に親しまれる場となるよう、周囲の環境に配慮した修景整備を行う。
 ・園路の美化 ・植栽及びベンチの設置 ・便所の外観修景 ・柵の設置 等

C-1 伝統的建築物等活用事業
 整備事業地区内において、空家や空店舗となっている伝統的な町家等の調査、活用計画を作成し、それに基づき地域の伝統芸能や祭り文化の展示機能及び地域住民の交流機能などに活用する際の改築等に要する費用について助成を行う。

C-2 美観電柱事業
 整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

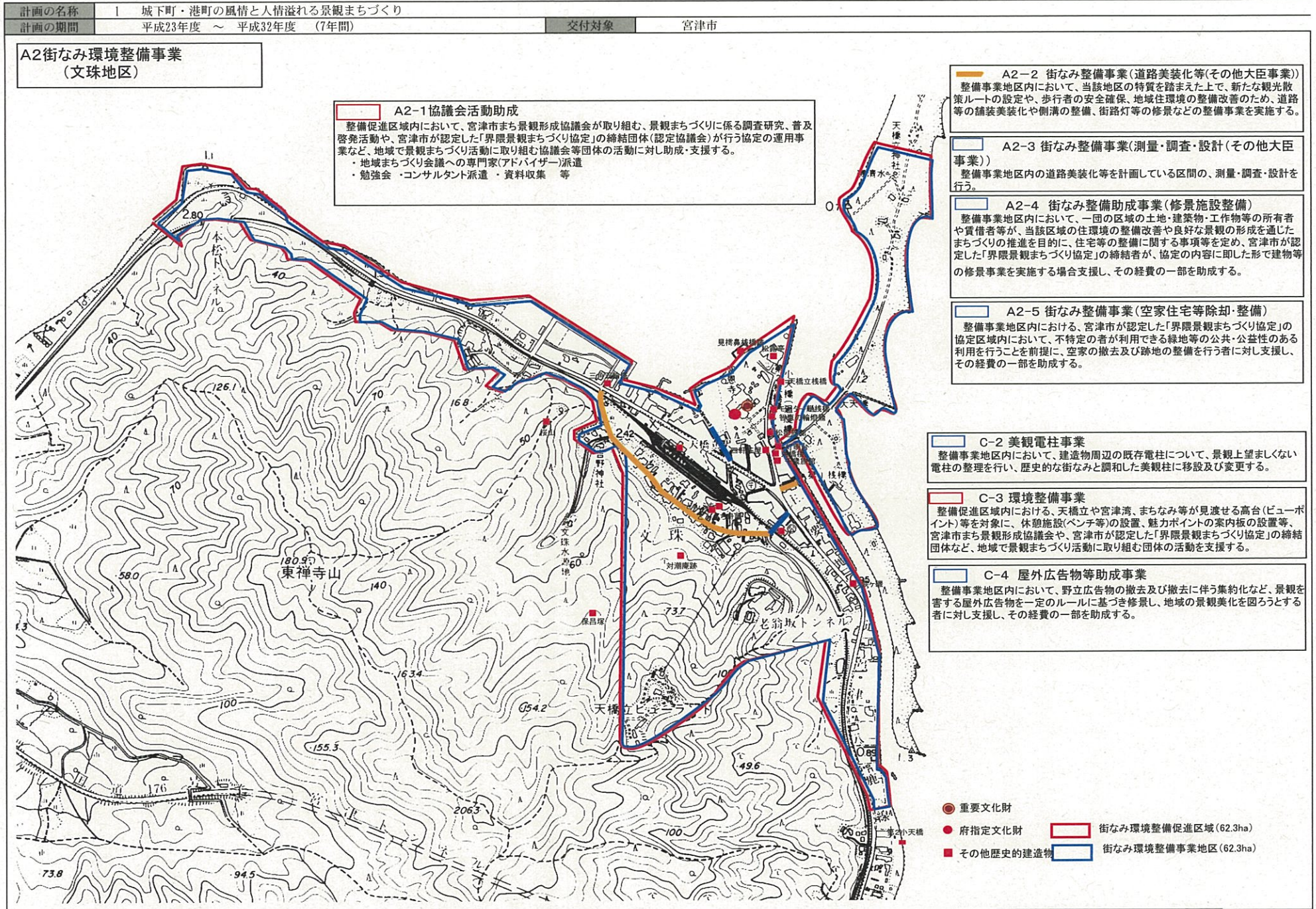
C-3 環境整備事業
 整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台（ビューポイント）等を対象に、休憩施設（ベンチ等）の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

C-4 屋外広告物等助成事業
 整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

C-5 路地等助成事業
 整備事業地区内において、魅力的な雰囲気を作り出している路地空間に対し、沿線住民等が策定・締結した景観ルールに基づき、路地等の修景を行う者に対して、その経費を助成し、質の高い住環境の創造を図る。

- 重要文化財
- 国登録文化財
- 府指定文化財
- 市指定文化財
- その他歴史的建造物
- 街なみ環境整備促進区域(100.5ha)
- 街なみ環境整備事業地区(100.5ha)

「整備方針図」



「整備方針図」

計画の名称 1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり

計画の期間 平成23年度～平成32年度(7年間)

交付対象 宮津市

A3街なみ環境整備事業
(府中地区)



C-2 美観電柱事業
整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

C-3 環境整備事業
整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

C-4 屋外広告物等助成事業
整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

A3-1 協議会活動助成
整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集 等

A3-2 街なみ整備事業(道路美装化等(その他大臣事業))
整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域性環境の整備改善のため、道路等の舗装美装化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

A3-3 街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
整備事業地区内の道路美装化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

A3-4 街なみ整備助成事業(修景施設整備)
整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

街なみ環境整備促進区域(216ha)
街なみ環境整備事業地区(216ha)

- 国登録文化財
- 府指定文化財
- その他歴史的建造物

宮
津
湾

社会資本整備総合交付金チエツクシート

(街なみ環境整備を中心とした計画イメージ)

計画の名称 : 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり(第2期)

地方公共団体名 : 京都府宮津市

チエツク欄

I 目標の妥当性	
① 上位計画等との整合性が確保されている。	○
② 景観形成を図るべき地域として位置付けられている又は位置付けられる予定である。 (地域名称等: 宮津・天橋立景観計画区域)	○
③ 地域の住宅・建築ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
④ 地域の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
⑤ 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ 住宅・建築物の安全・安心確保 ク 良好な住環境の整備 ケ 地域の特色ある街並みの整備 コ その他(地域の事情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
II 計画の効果・効率性	
① 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
② 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③ 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④ 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている	○
III 計画の実現可能性	
① 事業熱度が十分である。	
② 計画内容に関し、住民に対する説明等が行われている。	○
③ 事業の実施に当たり、自治会、商店組合など地元組織との連携が図られている。	○
④ 計画期間中の計画管理(モニターリング)を実施する予定である。	

※ 記載例であり、上記の全ての事項について検証を義務付けるものではない。